

ドイツにおける固定価格買取制度の動向

～ 14 年 8 月施行の改正再生可能エネルギー法のポイント～

寺林 暁良

はじめに

ドイツは、2000 年に再生可能エネルギー（以下、再エネ）の固定価格買取制度（FIT）などを定めた再エネ法（EEG）を施行し、太陽光と風力を中心に再エネの導入を拡大させてきた。

EEGは、再エネの普及状況等を踏まえて順次改定が重ねられてきた^(注 1)。14 年 8 月に施行された改正 EEG は、FIT の出口戦略を示すとともに、小規模分散型が主流だった従来の再エネ拡大路線に影響を与えるような内容を含んでいる。

そこで、FIT に代わる再エネ売電制度と賦課金平準化を中心に、今回の EEG 改正のポイントを簡単に整理する。

再エネの導入目標

今回の EEG 改正では、電力の総消費量に占める再エネの割合を 2025 年までに 40～45%、35 年までに 55～60%、50 年までに 80%まで高めるという目標が置かれた（EEG 第 1 条）。50 年までに 80%以上という目標は 12 年改正に登場したものであり、今回の改正でも再エネ推進スタンス自体は維持されたと判断できる。

ただし、太陽光発電と陸上風力はそれぞれ 1 年に合計 2,500MW まで、バイオマスは同じく 100MW までという導入目標（実質導入上限）が設けられた。一方で洋上風力は、20 年までに 6,500MW、30 年までに 15,000MW まで増加させるという目標が置かれた（EEG 第 3 条）。

つまり、小規模分散型で普及してきた

太陽光や陸上風力、バイオマスについては年間の最大導入量が実質的に制限された一方、大規模集中型プロジェクトの対象となる洋上風力については積極的に推進する方針が示されたことになる。

FIT から市場取引への段階的移行

次に FIT の出口についてである。FIT 導入から約 15 年を経過したドイツでは、太陽光発電や陸上風力発電の導入コストが火力発電などの他の発電設備と変わらない水準（グリッド・パリティ）に近付いており、FIT はその役割を終えつつある。今回の改正では、FIT から段階的に以下の制度へと移行する方針が示されたが、小規模な再エネ事業にとっては課題の多い内容となっている。

市場プレミアム制度

第 1 に、12 年改正で一部導入された市場プレミアム制度が本格導入されることになった（EEG 第 37 条）。これは、発電事業者が電力取引所で売電した際に、固定価格とスポット電力取引市場の 1 ヶ月平均価格との差額から算出された「市場プレミアム」を上乗せする制度で、改正時には 500kW 超、16 年 1 月からは 100kW 超の新規発電設備に適用される。

市場プレミアム制度は、市場の買取価格がより高い時に売電すれば、より大きな収益が得られるしくみである。FIT よりもキャッシュフローの不確実性が高まるほか、市場価格のモニタリングや市場取引を電力仲介業者へ委託するなどの対

応が必要になることから、小規模事業者の参入が難しくなるとの見方がある。

入札制度

第2に、再エネ電力の買取額を決定する手続きとして、FITに代わって入札制度が導入される（EEG第55条）。これは、毎年政府が導入量を指定し、その導入量の枠をめぐって事業者が発電対価を入札するというもので、いくつかの地上設置型の太陽光発電で試験的に実施された後、17年から本格導入される予定である。

限られた導入枠をめぐっての競争入札では、低コストで事業を行える大規模事業者が有利になることは必至だといえる。小規模な再エネ事業の参入余地が確保されるかどうか大きな焦点となる。

賦課金に関する改正

また、ドイツ連邦経済技術省によるとFITの賦課金は14年には1kWhあたり6.24セントにまで上昇しており^(注2)、負担の平準化などによってこれを抑制することも、今回の改正の目標となっている。ただし、これも小規模な再エネ事業に影響を与えない内容を含んでいる。

自家発電への賦課金

まず、10kW超の新設再エネ設備での自家発電に対して、一定割合の賦課金が課されることになった（EEG第61条）。この賦課額は、当初は賦課金の30%、その後は段階的に40%まで引き上げられる。

ドイツでは、再エネ発電コストの低下によって自家発電での再エネ導入が拡大しているが、それによって賦課金を支払うベース自体が縮小し、賦課金上昇の一因となってきた。これはその是正を目指すものであるが、自家消費を目的とした小規模な再エネ導入の経済的インセンテ

ィブは薄れてしまうことになる。

グリーン電力優遇措置の廃止

次に、グリーン電力優遇措置が廃止された。これは、販売電力の一定割合以上を再エネで調達する電力小売業者から電気を購入する場合、賦課金を1kWhあたり2セント軽減するというものであった。

この優遇措置は再エネの価格競争力を下支えするものであったが、今後は他の電源と対等な条件での価格競争が求められることになる。

大口電力需要者への賦課金軽減の維持

その一方、大口電力需要者への賦課金軽減措置は、対象業種が多少縮小する程度にとどまった（EEG第64条）。

大口電力需要者の賦課金軽減は、賦課金の公平性をめぐる最も重要な論点であり、EU競争法でも問題視されていたため^(注3)、見直しの必要性が指摘されてきた。しかし今回の改正では、産業界への配慮が優先され、賦課金平準化の観点からは課題が残る内容にとどまったといえる。

おわりに

今回の改正は、小規模分散型の再エネ事業にとってはブレーキのかかるような内容も含むが、90年代から電力自由化が進められ、15年間の政策の成果としてグリッド・パリティに近づいた状況を踏まえたものでもある。日本でもFIT改正が議論され、ドイツの動向が引き合いに出されることも多いが、こうした状況の違いを踏まえた上で参考にすべきだろう。

^(注1) EEGの改正については石倉研(2013)「ドイツにおける再生可能エネルギー買取の制度と価格の変遷に関する考察」『一橋経済学』7(1):33-64を参照。

^(注2) ただし賦課金は同年をピークに減少する見込み。

^(注3) 渡辺富久子(2014)「2014年再生可能エネルギー法の制定」『外国の立法』260(2)。